令和4年第6回若狭町議会定例会会議録(第3号)

令和4年9月20日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員(13名)

1番	谷	Ш	暢	_	君		2番	JII	島	富士	上夫	君
3番	西	村		毅	君		4番	倉	谷		明	君
5番	増	井	文	雄	君		6番	藤	田	正	美	君
8番	熊	谷	勘	信	君		9番	島	津	秀	樹	君
10番	辻	岡	正	和	君	1	1番	坂	本		豊	君
12番	今	井	富	雄	君	1	3番	北	原	武	道	君
14番	松	本	孝	雄	君							

2. 欠席議員

なし

- 3. 欠 員(1名)
- 4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 宮 登志次 書 記 石 倉 美 穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺英朗 副町長 二本松 正 広 教育 松宮 毅 会計管理者 三 宅 宗 左 長 総務課長 岡本隆司 総合政策課長 竹 内 正 観光商工課長 泉原 功 税務住民課長 中 西 みや子 岸本晃浩 福祉課長 佐 野 明 子 環境安全課長 子育て支援課長 明男 健康医療課長 旭 山口 勉 建設課長 中村辰也 上下水道課長 飛永浩志 産業振興課長 中 村 和 幸 パレア文化課長 山本裕之 歴史文化課長 木 下 忠 幸 教育委員会事務局長 宮田雅秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 認定第 1号 令和3年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の 認定について

日程第 3 認定第 2号 令和3年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業 会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の 認定について

- 日程第 4 議案第48号 若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につい て
- 日程第 5 議案第49号 原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関 する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第50号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強 化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部 改正について
- 日程第 7 議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 8 議案第52号 令和4年度若狭町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第53号 令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第10 議案第54号 令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第11 議案第55号 令和4年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第12 議案第56号 令和4年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第57号 令和4年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正 予算(第1号)
- 日程第14 議案第58号 令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予 算(第1号)
- 日程第15 議案第59号 令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第16 議案第60号 令和4年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第61号 令和4年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第18 議案第62号 令和4年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第63号 工事請負契約の締結について(令和4年度若狭アドベン チャーツーリズム拠点整備事業お花見広場野外活動交流 拠点整備工事その2)
- 日程第20 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前10時09分 開会)

○議長(今井富雄君)

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

~日程第1 会議録署名議員の指名について~

○議長(今井富雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番、島津秀樹君、10番、 辻岡正和君を指名します。

~日程第2 認定第1号・日程第3 認定第2号~

○議長(今井富雄君)

日程第2、認定第1号「令和3年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第3、認定第2号「令和3年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案を一括議題とします。

認定第1号及び認定第2号は、去る8月30日に予算決算常任委員会に審査を付託し、 その審査報告書が提出されました。

委員長より審査報告を求めます。

予算決算常任委員長、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員長(熊谷勘信君)

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月30日、令和4年第6回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、認定第1号「令和3年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和3年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案であります。

議案審査のため、8月31日、9月1日の午前9時より委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、認定第1号「令和3年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」でありますが、一般会計決算額の歳入総額は134億7,342万7,000円。このうち、自主財源の主なものは、町税18億6,536万円で、歳入に占める構成比率は13.8%、寄附金2億4,375万5,000円で1.8%、繰入金2億9,786万6,000円で2.2%、繰越金7億1,051万4,000円で5.3%、諸収入7億6,656万4,000円で5.7%であります。

依存財源の主なものは、地方交付税46億6,586万2,000円で34.6%、 国庫支出金19億3,477万1,000円で14.4%、県支出金12億2,659 万4,000円で9.1%、町債9億4,963万2,000円で7.0%となっており、自主財源と依存財源の構成比率は、自主財源が30.4%、依存財源が69.6% であります。

また、歳出総額は124億9,417万9,000円。

その内訳は、議会費9,626万7,000円、総務費35億1,322万9,000円、民生費24億6,806万5,000円、衛生費13億5,661万7,000円、労働費2,243万9,000円、農林水産業費8億8,200万3,000円、商工費7億1,098万5,000円、土木費9億1,607万2,000円、消防費4億359万4,000円、教育費8億3,228万8,000円、公債費12億9,262万円であります。

次に、令和3年度の財政収支状況は、歳入歳出差引額9億7,924万8,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源4,575万4,000円を差し引いた実質収支は9億3,349万4,000円。

また、実質単年度収支は6億5,940万7,000円の黒字となりました。

また、特別会計及び一部事務組合の起債償還経費も考慮した実質公債費比率は14. 8%、財政力指数が0.328、経常収支比率が83.5%であります。

次に、特別会計でありますが、国民健康保険特別会計をはじめとする11の特別会計の歳入総額は57億4,819万円に対し、歳出総額は53億4,797万円で、歳入歳出差引額は4億22万円であります。

それでは、一般会計及び特別会計の審査の過程における主な質疑を申し上げます。 まず、一般会計決算、総務課関連では、

問、ホームページリニューアル業務について、スマートフォンでも大変使いやすく良くなった。押印不要となったが、電子申請や手続などはこれからするのか。

答、押印廃止は、昨年度、条例改正し、7割程度の行政文書の押印が廃止された。そ

れぞれの申請等は、ホームページを活用しながら、それぞれの担当業務の中で徐々に増やしていきたい。

次に、総合政策課関連では、

問、小浜線利用促進補助金の予算残が多い。十分に活用されていない結果だと思うので、見直し、効果のある形にしていただきたい。中高生が最寄り駅から鉄道を利用し、パレアに行くときに助成できないかとの提案をした。再度検討いただきたいが、どうか。答、パレアのイベントは、駅活性化イベント助成のようなものが該当する。広くPRし、JR小浜線利用向上を目指す。

次に、観光商工課関連では、

問、みかた温泉きららの湯は令和3年度に空調設備を更新しているが、毎年修繕が発生するのか。

答、令和3年度の空調設備更新は令和3年度、4年度と2か年で実施する予定だったが、令和3年度中に2台とも壊れたため、2台とも更新し、大きな費用を使った。令和4年度は源泉ポンプの交換があるが、それ以降は大きな修繕はない。

次に、環境安全課関連では、

問、安全安心まちづくり事業の防犯カメラについて、令和3年度は4集落8か所だが、 申請スケジュールが短かった。申込みはどれくらいあったのか。

答、令和4年度は、集落ヒアリングで確認した8集落、20台分の予算を計上している。今後、各集落に防犯カメラ設置の要望を、令和5年度、6年度を目途に照会し、その内容を基に計画していく。

次に、建設課関連では、

問、多面的機能支払交付金事業で事業の概要を説明願いたい。

答、施設の維持修繕と新設に事業が分かれている。事業の内容も施設の長寿命化と、 それを除く部分に分かれている。

次に、産業振興課関連では、

問、松くい虫被害総合対策事業で、被害調査をしたのは県や町が所有しているところか。 地域はどのあたりか。

答、被害調査の対象地域は、ほぼ民有林である。最後まで防除をしていた三十三地区 と三宅地区を中心に全域で調査をしている。

次に、税務住民課関連では、

問、個人番号カード交付等事業の一般財源5万5,000円は何に使ったのか。

答、補助対象にならないプリンターと超過勤務の分になる。

次に、福祉課関連では、

問、地域生活支援事業の紙おむつ支援事業で紙おむつを申し込んだが、届くのが1か 月後であったと聞いた。その間は自分で買う等の工夫をされているが、そのあたりの解 決方法があれば聞きたい。

答、紙おむつ支給は申込期限を毎月4日までとして対応している。4日を過ぎてから申し込まれるケースもあるが、事業者と相談し、その月に間に合う場合はその月に配布をしている。月末に申し込まれた場合は翌月に支給となってしまう。ただ、個別に相談対応はしており、事情がある場合は連絡をいただきたい。

次に、歴史文化課関連では、

問、令和3年度の縄文博物館の入館者数2万8,519人は前年度と比較するとどうか。また、年縞博物館との連携の効果はあったのか。

答、入館者数の実績は、ほぼ横ばいである。年縞博物館との連携は、共通券を持って来られる方や縄文博物館で共通券を買う方がたくさんいるので、その効果は大きいと思う。

次に、教育委員会関連では、

問、小学校教育振興事業で、遠距離通学費補助とは具体的にどういうことをしているのか。

答、遠距離通学の対象は日笠区と末野区、日笠区はJRバスの定期券の半額補助、末野区はタクシーを利用した場合のタクシー代の半額補助をしている。

以上が一般会計の審査の過程における主な質疑であります。

次に、特別会計における主な質疑でありますが、

国民健康保険特別会計では、

問、令和3年度の支出はないが、貸付金100万円の目的は何か。

答、貸付金は被保険者の医療費の支払いに対し貸し付けるものである。

次に、介護保険特別会計では、

問、介護サービス等諸費が6,600万円程度、基金積立金が1,400万円程度不要になった原因は何か。

答、新型コロナウイルス感染症の第4波、第5波、第6波があり、事業所でクラスターが発生し、事業所が受け入れできず、また利用者の利用控えもあった。そのため、保険給付費を3月で幾らか減額補正をしたが、思っていた以上に利用控え等が起こったため、保険給付費の不要額が多くなった。基金積立金は当初見込みよりも実績が伸びなかったため、不要額として残った。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計では、

問、収入の賦課金は何件分か。

答、加入件数437件分である。

次に、町営住宅等特別会計では、

間、収入未済額が40万4,000円あるが、この内容と今年の対応はどうしたのか。 答、未納は7名。納付依頼をし、未納の場合、電話連絡等を行い、再度納付依頼をする。現時点で、2名が完納、1名が一部納付いただいている。現在、23万円余りまで減っている。引き続き納付を進めていきたい。

全ての審査を終了し、認定第1号「令和3年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出 決算の認定について」の討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛 成をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号「令和3年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」でありますが、令和3年度若狭町水道事業会計決算では、収益的収入が1億7,822万1,000円、収益的支出が1億5,053万1,000円で、差引当年度純利益は2,769万円であります。

令和3年度若狭町工業用水道事業会計決算では、収益的収入が2,640万円、収益的支出が3,179万6,000円で、差引当年度純利益は539万6,000円の損失であります。

令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算では、収益的収入が5億46 1万6,000円、収益的支出が5億824万4,000円で、差引当年度純利益は3 62万8,000円の損失であります。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、水道事業会計では、

問、純利益やキャッシュフローが増えているが、料金の値上げをしたからか。

答、料金改定による利益の増となっている。

次に、工業用水道事業会計では、

問、損益計算書で、去年の純利益がマイナスで、繰越金から充てていると、あと3年 ほどで足りなくなるように思うが、どうか。

答、利益剰余金、利益積立金、建設改良積立金があり、取り崩して現金化すればまだ もちこたえられる。

次に、上中診療所事業会計では、

問、外来収益について、耳鼻咽喉科の今年の実績はどうか。

答、耳鼻咽喉科は今年7月までを比べるとほぼ横ばい。1日当たり平均患者数が昨年 実績は6.3人だが、今年は7人台である。

全ての審査を終了し、認定第2号「令和3年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって認定すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(今井富雄君)

委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、認定第1号「令和3年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定 について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号「令和3年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号「令和3年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び 若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」に対する討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号「令和3年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町 国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」、本案は、委員長の報告とおり 決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

~日程第4 議案第48号から日程第18 議案第62号~

○議長(今井富雄君)

次に、日程第4、議案第48号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」から日程第18、議案第62号「令和4年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」までの15議案を一括議題とします。

この15議案については、去る8月30日にそれぞれの常任委員会に審査を付託した ものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員長からの審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員長、藤田正美君。

○総務産業建設常任委員長 (藤田正美君)

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月30日、令和4年第6回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案4件であります。

議案審査のため、9月8日午前9時より委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第48号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」で ありますが、令和4年10月1日施行の育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のた めの休暇の対象期間の拡大等に関する措置を講ずるものであります。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、育児休業中の給料の支払いの割合は何%か。

答、出生後8週間は満額、その後180日間は、共済組合より育休手当が3分の2、 残りの1年間に達する129日間は2分の1の手当が支払われる。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」でありますが、企業立地促進に係る施策において、固定資産税の課税免除対象を見直すため、条例の一部改正が必要となるものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について」でありますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴うもののほか、企業立地促進に係る施策において、固定資産税の課税免除対象を見直すためのものであります。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、条例の中の「促進地域」とは、どこが対象となっているのか。

答、若狭町全域である。

問、固定資産税の対象が家屋及び土地に加え構築物も入る。議案第49号の条文の中で、「償却資産並びに」となり、償却資産が加えられている。今回の条文は、「若しくは構築物」となっているが、家屋か構築物かどちらかという選択になるのか。

答、家屋も構築物も対象と考えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」でありますが、辺地対策事業債の発行及び措置がなされるためには、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定する必要があるものであります。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、1,815万円の予算で送水管の工事を発注する予定になっているのか。この場合、物価、材料費の高騰で事業費が足りなくなる心配はないか。

答、1,815万円の中で事業は可能だと思っている。全体に辺地債を充てているが、 不足する場合は一般財源を充当する。 間、西田公民館の改修計画があるが、辺地総合整備計画に該当するのか。

答、6月議会で策定した計画により過疎債の充当を考えている。計画書を基に、県、 国と調整をしている。今回の予算は一般財源で組んでいるが、許可が取れ次第、補正予 算で財源の振替えをしたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案の審査結果を申し上げ、 委員長報告といたします。

○議長(今井富雄君)

予算決算常任委員長、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員長(熊谷勘信君)

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月30日、令和4年第6回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託 されました議案は、議案第52号「令和4年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」か ら議案第62号「令和4年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」までの計11議 案であります。

これら11件の議案審査のため、9月12日、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第52号「令和4年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ9億8,350万8,000円を追加し、予算総額を118億3,924万7,000円とするもので、歳入の主なものは、地方交付税1,639万7,000円の増額、国庫支出金6,344万4,000円の増額、県支出金3,435万7,000円の増額、財産収入5,345万5,000円の増額、繰入金1,689万4,000円の増額、繰越金8億8,442万1,000円の増額、町債8,624万5,000円の減額などであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、一般管理費1,007万1,000円の増額、交通安全施設整備事業630万円の増額、次世代定住促進事業92万円の増額、公民連携推進事業5,000万円の増額、公共交通推進事業408万1,000円の増額、財政調整基金費4億6,70万円の増額など合わせて5億3,770万3,000円を計上。

民生費では、身体障害者補装具交付修理事業339万7,000円の増額、児童福祉

総務事業99万5,000円の増額、保育所の給食食材費の高騰対策に244万7,000円の増額など合わせて1,751万7,000円を計上。

衛生費では、高齢者予防接種事業399万8,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種事業における国庫返還金4,790万円の増額など合わせて5,221万8,000円を計上。

農林水産業費では、県単小規模土地改良事業650万円の増額、土地改良事業468万2,000円の増額、農地耕作条件改善事業2,500万円の増額、林道維持費150万円の増額、治山事業費330万円の増額など合わせて4,098万2,000円を計上。

商工費では、商工振興企画事業150万円の増額、みかた温泉施設燃料高騰対策緊急支援事業330万円の増額、道の駅管理運営事業140万円の増加など合わせて2,342万円を計上。

土木費では、除雪対策事業7,925万5,000円の増額、道路維持修繕事業4,636万6,000円の増額、道路新設改良全般事業1,000万円の増額、急傾斜地崩壊対策事業145万円の増額など合わせて1億4,123万5,000円を計上。

教育費では、給食食材費の高騰対策672万5,000円の増額、瓜生小学校改修事業297万円の増額、中学校教育振興事業124万1,000円の増額、自然休養村施設管理事業1億4,702万3,000円の増額、縄文博物館施設管理事業518万9,000円の増額など合わせて1億7,043万3,000円を計上。

以上が一般会計補正予算の概要であります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。 総務課関連では、

問、勤怠管理システムについて、今まではタイムカードを押していたものを自分のパソコンから入力するとのことだが、事務所内は1人1台のパソコンがあるが、保育所など1人1台のパソコンがないところはどうするのか。

答、庁舎内職員は1人1台パソコンを持っている。保育所などにも五、六台配置しているので、それぞれ個々のパスワードでパソコン内に入り、出勤、退勤又は残業を入力していく。

健康医療課関連では、

問、高齢者のインフルエンザ予防接種について、今年は増加するとの予想があるが、 そこを見込んでいるのか。

答、対象者は4,900人余りの75%の接種率を見込んでいる。過去3年間の接種

率は、令和元年度は63%、令和2年度は72%、令和3年度は62%と推移しており、75%は妥当なところだと思う。

教育委員会関連では、

問、今回、給食センター費を補助することで、生徒及び保護者への給食費の値上げはないとの理解でよいか。

答、給食費の値上げは考えていない。

子育て支援課関連では、

問、子育て支援アプリの開始はいつか。また使用料や業者はどうなっているのか。

答、導入時期は、1月を一つのめどとしている。ランニングコストについては使用料が発生する。業者は、全国的にも実績があり、県内でも数か所実施している「母子モ」 (ボシモ)というアプリを基本に考えている。

総合政策課関連では、

問、JRバス若江線の件で、地元でも「乗って残そう」を積極的に活動している。公 共交通推進事業の回数券の補助は6か月だが、ぜひ継続してもらいたいが、どうか。

答、今回の補正予算は10月から3月までの6か月間をみている。皆さんに乗っていただくというのが趣旨であり、効果があらわれた場合には、来年度も引き続き実施していきたい。

観光商工課関連では、

問、きららの湯の指定管理の在り方を検討すべきではないか。町がある程度支払いながら、補助金を削減するなど根本的に対応していくべきではないか。

答、きららの湯に関し、令和5年度は指定管理者の更新の時期であり、それまでにしっかりと検討し、進めたい。

環境安全課関連では、

問、ごみ中継施設の開業が遅れると聞いているが、令和5年度の対応はどうなるのか。 答、住民の皆さんにはごみステーションにごみを出していただき、それを回収すると いうことには大きな変更はない。可燃ごみ処理施設に直接持ち込む場合に御不便をかけ ることになるので、若狭広域行政事務組合と対応を考えている。

建設課関連では、

問、除雪のリース車両を協力会社に何台か購入してもらっているが、何台借りて、何 台処分できたのか。

答、除雪受託者の自社の車として16台、もともと50台をレンタルしていた。その ため、34台がまだレンタルする必要がある。 以上、議案第52号「令和4年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」を審査の結果、 討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第53号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、基金積立金と前年度精算による返還金などで2,035万円を増額補正。

議案第54号「令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、 福井県後期高齢者医療広域連合への納付金で9万1,000円を増額補正。

議案第55号「令和4年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」は、基金 積立金で572万9,000円を増額補正。

議案第56号「令和4年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、基金積立金と前年度精算による返還金などで8,047万7,000円を増額補正。

議案第57号「令和4年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算(第1号)」は、災害補償費と基金積立金で422万5,000円を増額補正。

議案第58号「令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」は、基金積立金で3,586万5,000円を増額補正。

議案第59号「令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、 基金積立金とマンホールポンプ設置工事費で3,779万4,000円の増額補正。

議案第60号「令和4年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」は、町営住宅の外壁点検調査委託、町営住宅及び公営住宅の修繕で457万9,000円を増額補正。

議案第61号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」は、修 繕料で9万円の増額補正。

議案第62号「令和4年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」は、一般給水装置設置工事費で500万円を増額補正するものです。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

農業者労働災害共済事業特別会計関連では、

問、労働災害共済は県にも掛けているが、その給付額は来年度に入ってくるのか。 答、来年度に入ってくる予定である。

全ての審査を終了し、議案第52号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」から議案第62号「令和4年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」までの11議案、それぞれ討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(今井富雄君)

以上で、委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第48号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第48号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、本案は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第49号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第50号「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「令和4年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」に対する討論

を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第52号「令和4年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」 に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第53号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第54号「令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、本 案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「令和4年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」に 対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第55号「令和4年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」、本案は、 委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「令和4年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」に対する計論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第56号「令和4年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、本案は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「令和4年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算 (第1号) | に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第57号「令和4年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算(第1号)」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、議案第58号「令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第58号「令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、議案第59号「令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第59号「令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」、本 案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号「令和4年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」に対 する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第60号「令和4年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」、本案は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。 次に、議案第61号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」

に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第61号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号「令和4年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」に対する 討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第62号「令和4年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」、本案は、委員 長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~日程第19 議案第63号~

○議長(今井富雄君)

次に、日程第19、議案第63号「工事請負契約の締結について(令和4年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業お花見広場野外活動交流拠点整備工事その2)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長 (渡辺英朗君)

それでは、議案第63号「工事請負契約の締結について(令和4年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業お花見広場野外活動交流拠点整備工事その2)」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業お花見 広場野外活動交流拠点整備工事をさせていただくもので、去る9月16日に指名競争入 札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第 5号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規 定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由 の説明とさせていただきます。

○議長(今井富雄君)

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時27分 再開)

○議長(今井富雄君)

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の議案第63号「工事請負契約の締結について(令和4年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業お花見広場野外活動交流拠点整備工事その2)」を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、議案第63号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第63号「工事請負契約の締結について(令和4年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業お花見広場野外活動交流拠点整備工事その2)」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

~日程第20 諮問第2号~

○議長(今井富雄君)

次に、日程第20、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長 (渡辺英朗君)

それでは、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現在、御就任いただいております人権擁護委員の蓮本京子氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き蓮本京子氏を推薦いたしたく、人権 擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長(今井富雄君)

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○議長(今井富雄君)

再開します。

諮問第2号についてお諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり、答申することに決定しました。

~日程第21 議員派遣報告及び議員派遣について~

○議長(今井富雄君)

次に、日程第21「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。 お諮りします。

本件については、お手元に配付したとおり報告し、また派遣することにしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また 派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年度第6回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、8月30日の開会以来、本日まで22日間にわたり、提案されました令和3年度一般会計、特別会計及び企業会計の認定をはじめ、令和4年度各会計補正予算や条例改正など重要議案につきまして、終始熱心に、かつ慎重に御審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

9月も半ばを過ぎ、猛暑の夏の勢いも幾分か色あせ、秋の落ち着きを見せ始めているようにも思います。しかしながら、時は台風シーズンの真っただ中でありまして、今回の台風14号でも例えられていますように、今後も史上最強クラスの台風襲来が十分考えられます。これから先も町民の生命と財産のより高い安全性の確保と、より大きな安心感につなげるための予知、予防施策を講じていく必要性に迫られてくるのではないかと察する次第です。

一方では、国内で依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症には、収束の道筋が一層不透明になってきているようにも感じられ、その対処、解決には、まだまだ時間が必要であるように思われます。

このような中ではありますが、議員各位におかれましては、コロナウイルスとの共存のもと、完全な感染予防対策をとりながら、地域活性化、また安心で安全な生活環境の醸成のため、御尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、理事者各位におかれましても、健康管理に十分御留意され、本定例会において可決されました諸議案の執行に際し、住民福祉の向上のため、なお一層の努力を払われますよう希望するものであります。

終わりに、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼を申し上げまして閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

○町長 (渡辺英朗君)

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会では、令和3年度決算に基づく報告、令和3年度決算の認定、条例の一部改

正、令和4年度補正予算に関する案件など重要な案件につきまして御審議をいただきま した。

議員の皆様方には、御提案させていただきました全議案に対し、本会議並びに各常任 委員会において、適切な御決議を賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様方からいただきました御意見や御指導につきましては、今後の町政運営に 十分留意してまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。 さて、大型で非常に強い台風14号につきましては、日本列島を縦断しておりますが、 現時点で町内において大きな被害報告は入っておらず、安堵しているところであります。 今後も台風や災害に備えるべく防災危機管理体制の強化に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者数がやや減少傾向にありますが、国では、療養期間の短縮や全数把握の簡略化、オミクロン株に対応したワクチン接種などが新たに方針として示されております。円滑なワクチン接種の実施や感染防止対策の徹底に引き続き努めてまいります。

10月に入りますと、JR小浜線全線開業100周年記念式典、小学校陸上記録会、 若フェス、ハート&アンドアートフェスタ2022など、文化やスポーツの秋を体感で きるイベントがめじろ押しとなっております。

コロナ禍や物価高騰による生活不安が一日も早く収束し、穏やかな日常が取り戻されることを願うとともに、引き続き町民の皆様とともに心豊かに幸せを実感できるまちづくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、町政発展のため、ますます 御活躍いただきますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありが とうございました。

(午前11時39分 閉会)